

大和市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第7号

大和市印鑑条例の一部を改正する条例

大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「申請者」を「登録申請者」に改める。

第6条第1号中「名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「、氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第5号中「氏名（」の次に「住民基本台帳に旧氏が記録されている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、」を加え、「は」を「にあっては」に改める。

第11条第5号中「き損」を「毀損し、」に改める。

第12条第2項第3号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民基本台帳に記録されている旧氏を含む。）」を、「氏名（」の次に「外国人住民にあつては、」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。